

宇都宮市契約規則

平成17年3月25日

規則第12号

目次

第1章	総則（第1条）
第2章	契約の方法
第1節	一般競争入札（第2条―第19条）
第2節	指名競争入札（第20条―第24条）
第3節	随意契約（第25条―第27条の2）
第4節	せり売り（第28条）
第3章	契約の締結（第29条―第36条の2）
第4章	契約の履行（第37条―第41条）
第5章	契約の解除（第42条・第43条）
第6章	監督及び検査（第44条―第47条）
第7章	雑則（第48条・第49条）
	附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市の契約に関する事務については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格等）

第2条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となる事項及び資格審査の申請の時期、方法等を公示するものとする。

2 市長は、前項の資格を定めたときは、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前に、次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を2日までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約の条項を示す場所
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 契約書の作成の要否
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) その他入札に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る請負契約にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間を置くものとする。

(入札保証金)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に、見積る契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、これにより難いと認められる場合の入札保証金の額は、その都度市長が定める額とする。

2 再度入札の場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって、再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札保証金に代わる担保)

第5条 前条の入札保証金に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その取扱価格は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 券面額
- (2) 政府の保証がある債券 債券価格の8割に相当する金額
- (3) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（次号において単に「金融機関」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(4) 金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額

(入札保証金の納付の免除)

第6条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、第2条に規定する資格を有しており、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 市長は、前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第7条 入札保証金は、入札の終了後又は第17条に規定する入札の中止後直ちにこれを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、契約を締結した後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(予定価格の設定)

第8条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について、予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 市長は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定めなければならない。

3 市長は、一般競争入札を行う場合において、予定価格を記載した予定価格調書を封書とし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、入札前に予定価格を公表する場合は、予定価格調書（第9条第2項の規定に基づく調査基準価格又は第10条第2項の規定に基づく最低制限価格が記載されるものを除く。）を封書としないものとする。

(調査基準価格の設定)

第9条 市長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合におい

て、当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けることができる。

- 2 前項の規定により調査基準価格を設けたときは、予定価格調書に記載しなければならない。

（最低制限価格の設定）

第10条 市長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができる。

- 2 前項の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に記載しなければならない。

（入札の方法）

第11条 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名の上、入札執行の日時に指定の場所に提出しなければならない。ただし、入札書に記載する必要がある事項のうち、責任者及び担当者氏名並びに連絡先を記載しない場合は、押印した入札書を提出しなければならない。

（入札の代理）

第12条 代理人が入札をしようとするときは、入札執行前に委任状を提出しなければならない。

- 2 代理人は、2人以上の入札者の代理人となることができない。
- 3 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

（郵便入札）

第13条 入札者は、市長が特に指定したときは、指定された期日までに到達するように郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により入札書を提出しなければならない。この場合において、入札者は、当該入札書を封書にするとともに、これを書留郵便用の封筒に入れて、その表面に当該入札書が同封されている旨を表示しなければならない。

- 2 前項の規定による入札者は、納付すべき入札保証金又は返付の必要がある関係書類の送付に要する費用を添えて、提出しなければならない。

(電子入札)

第14条 この節の規定による入札の手續のうち市長が別に定めるものについては、電子入札（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。）により行うことができるものとする。この場合において、入札者は入札書を電子的方法により作成し、指定された期日までに送付しなければならない。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札保証金の納付が必要な入札において、これを納付しない者がした入札
- (3) 第12条の規定に違反する代理人がした入札
- (4) 入札者の記名のない入札
- (5) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- (6) 入札書の金額を訂正した入札
- (7) 一つの入札に対して、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (9) 入札書が真正なものであることが確認できない入札
- (10) その他指定した入札条件と合致しない入札

(入札の辞退)

第16条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を提出することにより行う。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することにより行う。

(入札の延期又は中止)

第17条 市長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないと認めるときは、入札を延期し、又は中止することができる。

(落札の通知)

第18条 市長は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(再度入札)

第19条 市長は、開札の結果落札者がいないときは、入札の条件を変更しないで、その場で直ちに、再度の入札に付することができる。ただし、事前に予定価格を公表している場合は、この限りでない。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第20条 指名競争入札の参加者の資格については、第2条の規定を準用する。

(指名基準)

第21条 指名競争入札に参加する者を指名する場合の指名基準は、市長が別に定める。

(指名競争入札参加者の指名)

第22条 市長は、指名競争入札に付する場合、前条の指名基準により入札に参加する者なるべく3人以上指名しなければならない。

(指名人に対する通知)

第23条 市長は、指名競争入札に参加させようとする者を指名したときは、第3条第1項各号に掲げる事項を当該指名人に通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第24条 第4条から第19条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 随意契約

(随意契約によることができる契約の額)

第25条 令第167条の2第1項第1号の随意契約によることができる場合の額は、次に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額の範囲内とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるものの以外のもの 100万円

(予定価格の設定)

第26条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第8条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格調書の作成は、市長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

（見積書の徴取）

第27条 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（1）契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。

（2）災害の発生等により緊急を要するとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、見積書の徴取を省略することができる。

（1）郵便葉書及び切手

（2）収入印紙

（3）金券

（4）官報

（5）前各号以外のもので価格が確定し、見積書を徴する必要のないもの

（令第167条の2第1項第3号又は第4号に規定する規則で定める手続）

第27条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号に規定する契約を予定しているときは、あらかじめ契約の発注の見通しに係る次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

（1）契約に係る物品又は役務の名称

（2）契約の概要

（3）契約に関する事務を担当する課所の名称

（4）契約の締結を予定している日

（5）物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約の別

（6）その他必要な事項

2 市長は、前項の規定により予定されている契約を締結しようとするときは、当該契約を締結しようとする日までに、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

（1）契約に係る物品又は役務の名称

（2）契約の内容

（3）契約に係る相手方の選定基準及び決定方法

(4) 物品を買い入れる契約にあっては納期，役務の提供を受ける契約にあっては契約期間

(5) その他必要な事項

3 市長は，前項の契約を締結したときは，速やかに次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 契約に係る物品又は役務の名称

(2) 契約の相手方となった者の氏名又は名称

(3) 契約の相手方とした理由

(4) 契約締結日

(5) 契約の金額

(6) その他必要な事項

第4節 せり売り

(一般競争入札の準用)

第28条 市長は，せり売りに付そうとするときは，一般競争入札の例により処理しなければならない。

第3章 契約の締結

(契約締結の手続)

第29条 落札者は，落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書，契約保証金，その他契約に必要な関係書類を市長に提出しなければならない。ただし，市長がやむを得ない理由があると認めるときは，この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約の手続をしないときは，その効力は失効する。

(契約書の記載事項)

第30条 契約書には，次に掲げる事項を記載するものとする。ただし，契約の性質又は目的により該当のない事項については，この限りでない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期限

(4) 契約保証金に関する事項

(5) 契約履行の場所

(6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

- (7) 監督及び検査に関する事項
 - (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担
 - (10) 契約不適合責任
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) 権利義務の譲渡又は担保
 - (13) 談合等の不正行為による損害賠償予約
 - (14) その他必要な事項
- (仮契約書の作成)

第31条 宇都宮市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条又は第3条に規定する契約又は財産の取得若しくは処分をしようとするときは、議会の議決を得たときに、当該契約が成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

(契約書作成の省略)

第32条 市長は、第29条の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約書の作成を省略することができる。

- (1) せり売りに付するとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) 売渡承諾書等契約書に代わる書類を徴したとき。
- (4) 令第167条の2第1項第1号による随意契約で契約書を作成する必要がないと認められるとき。

2 前項第4号に該当して契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため請書、見積書その他適当な文書（以下「請書等」という。）を徴するものとする。ただし、契約の性質又は目的により請書等の文書を徴する必要がないと認められるときは、これを省略することができる。

(契約保証金)

第33条 市と契約を締結する者（以下「契約者」という。）は、契約の締結に際し、契約金額（単価による契約の場合にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、これにより難いと認められる場合の契約保証金の額は、その都度市長が定める額とする。

(契約保証金に代わる担保)

第34条 前条の契約保証金に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その取扱価格は、当該各号に定めるところによる。

(1) 第5条各号に規定するもの

(2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関の保証 保証する額

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証する金額

(契約保証金の納付の免除)

第35条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 第2条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 国、他の地方公共団体その他公共的団体と契約をするとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 令第167条の2第1項第1号による随意契約を締結する場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定により契約保証金を納めさせないときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第36条 契約保証金は、契約者が契約を履行し、かつ、検査が終了した後に還付する。

2 契約保証金には、利子を付さない。

(長期継続契約を締結することができる期間)

第36条の2 宇都宮市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第72号。以下「長期継続契約条例」という。）第2条各号に掲げる契約の

履行期間は、次の各号を基準として、契約の性質及び目的を総合的に判断して決定するものとする。

(1) 長期継続契約条例第2条第1号に規定する契約にあつては、借り入れる物品の耐用年数に1.2を乗じて得た年数（1年未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）を超えないものとする。この場合において、当該耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2及び別表第3に規定する耐用年数をいうものとする。

(2) 長期継続契約条例第2条第2号に規定する契約にあつては、5年を超えないものとする。

第4章 契約の履行

（契約の履行の届出）

第37条 契約者は、当該契約を履行したときは、その旨を書面で届け出なければならない。ただし、書面による必要がないと認められるものについては、この限りでない。

（前金払の限度額）

第38条 宇都宮市会計規則（平成17年規則第11号）第110条第4号に規定する公共工事の前金払の限度額は、次の表の左欄に掲げる契約の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

契約の区分	公共工事の前金払限度額
(1) 請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事	請負代金に100分の40を乗じて得た額。ただし、当該工事が第9条に規定する調査基準価格を下回って申込みがされた契約に係るものである場合にあっては、100分の30とする。
(2) 請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造	請負代金に100分の30を乗じて得た額

2 前項第1号の契約区分の欄に掲げる契約のうち請負代金の額が130万円を超えるものについては、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合、既にした前金払に追加し

て、当該経費に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内において前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(部分払の限度額)

第39条 市長は、契約により、工事又は製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れの契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9を、物件の買入れの契約にあってはその既納部分に対する代価を超えないものとする。ただし、その性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分については、その代価の全額までを支払うことができる。

3 前2項の規定による工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分に対する代価の支払いをする場合における部分払の回数は、契約金額の別及び前金払の有無の別に応じ、次の表に定める基準によるものとする。

金 額	回数の区分	
	前金払を受けていない場合	前金払を受けている場合
100万円を超え 300万円未満	1回	
300万円以上 1,000万円未満	2回	1回
1,000万円以上 3,000万円未満	3回	2回
3,000万円以上 5,000万円未満	4回	3回
5,000万円以上	5回	4回

(履行期限の延長)

第40条 市長は、天災その他契約者の責に帰さない理由により履行期限までに完了でき

ないと認められる場合において、契約者から履行期の延長の申出があったときは、これを認めることができる。

- 2 前項以外の場合において、市長は、契約者から履行期の延長の申出があったときは、特にやむを得ないと認められる場合に限り、履行期の延長を認めることができる。

(履行遅滞の場合の延滞違約金)

第41条 市長は、前条第2項の規定により履行期の延長を認めた場合は、契約金額から既済部分又は既納部分に相当する金額を控除した残額に対し、当初契約履行期限の翌日から起算して、延滞日数ごとに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定される財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞違約金を徴収するものとする。

- 2 前項の延滞違約金を指定の期日までに納付しない場合において未払の対価又は契約保証金があるときは、市長は、当該未払の対価又は契約保証金から控除することができる。

- 3 前項の規定により延滞違約金を控除したときは、違約金控除通知書を契約者に送付しなければならない。

第5章 契約の解除

(契約の解除)

第42条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約者が正当な事由なく契約の履行を開始すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 契約者が履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令若しくはこの規則又は契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

- 2 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (2) 契約者から契約解除の申出があり、その事由を正当と認めたとき。

3 前2項の規定による契約の解除は、その旨を契約者に通知して行うものとする。

(契約解除に伴う措置)

第43条 市長は、前条第1項の規定により契約を解除した場合において、検査に合格した既済部分又は既納部分があるときは、相当と認める代価を支払い、引渡しを受けることができる。

2 前条第1項の規定により契約を解除した場合において、既に納付された契約保証金は、市に帰属する。

3 契約者は、第42条第1項の規定により契約を解除された場合において、契約保証金を納付していないときは、契約金額の100分の10以上の履行違約金を納付しなければならない。

4 第41条第2項及び第3項の規定は、前項の違約金について準用する。

第6章 監督及び検査

(監督員又は検査員の指定)

第44条 市長は、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督員又は検査員を指定するものとする。

(監督と検査の職務の兼職禁止)

第45条 検査員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督員の職務と兼ねることができない。

(検査の方法)

第46条 検査員は、次の各号に掲げる場合には、契約者からその通知があった日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日を定め、契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(1) 契約者が給付を完了したとき。

(2) 物件の一部の納入があったとき又は契約により給付の一部を使用しようとするとき。

(3) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、随時に検査することができる。

3 前2項の検査は、契約書、設計図、写真その他の関係書類に基づき、当該給付の内容、数量等について行うものとする。

- 4 前項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

(検査調書)

第47条 検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、契約の履行に不備があると認められるときは、契約者に対し必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件の買入れの契約及びその他の契約で軽易なものについては、宇都宮市会計規則第2条第12号に規定する財務会計システムに接続された市の使用に係る電子計算機に検査日、検査をした職員の氏名その他必要な事項を入力することをもって、検査調書の作成及び提出に代えることができる。

- 3 令第167条の15第3項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約その他の契約で軽易なものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

- 4 前条第1項第3号の規定により検査を行ったときは、検査調書に代え出来形調書を作成するものとする。

第7章 雑則

(様式)

第48条 この規則に定める申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第49条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の宇都宮市財務規則（昭和39年規則第39号）の規定によりなされた契約の手續その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月22日規則第88号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月31日規則第58号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日規則第83号）

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第87号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第60号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第20号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第42号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇都宮市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前までに締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第18号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇都宮市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告する一般競争入札及び参加者を指名する指名競争入札について適用し、同日前までに公告した一般競争入札及び参加者を指名した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 2 8 日規則第 2 号）

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日規則第 1 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の宇都宮市契約規則及び第 3 条の規定による改正後の宇都宮市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する随意契約について適用し、同日前までに締結した随意契約については、なお従前の例による。